## 令和2年度旭川市農業委員会第6回定例農地部会議事録

1 開催日 令和2年9月25日(金曜日)

2 開催時間 午前9時30分開会 午前9時50分閉会

3 開催場所 旭川市9条通9丁目 旭川市職員会館2階 2・3号室

4 出席委員 17名

 1番・北原 浩美
 2番・鹿野 直子
 3番・柿木 和惠
 4番・佐藤 慎二

 5番・秦 真一
 6番・外川 守
 8番・髙倉 伸淳
 9番・松木 一幸

 10番・宮嶋 睦子
 11番・平 克洋
 12番・鷲尾 勲
 13番・浅沼 博実

 15番・一宮 敏昭
 16番・清水 利秋
 17番・石尾 卓也
 18番・山田 孝

19番・滝川 岳雪

5 欠席委員 7番・湯浅 光二 14番・只石 博幸

6 事務局職員 津村事務局長 小浜事務局次長 大谷農地係長

澤口農地係主査 北田農地係主査 長根農地係主任

荒農地係主任 武田農地係主任

7 傍聴人 なし

8 議事録署名委員 3番・柿木 和惠 4番・佐藤 慎二

- 9 議事内容
  - (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - (2) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
  - (3) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
  - (4) 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第16条の規定による通知について
  - (5) 議案第5号 現地目証明願について
  - (6) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
  - (7) 報告第2号 農地法第18条の規定による通知について
  - (8) 報告第3号 農地所有適格法人の報告について

## 10 議事録本紙

○議 長(山田 孝)

ただいまから、令和2年度旭川市農業委員会第6回定例農地部会を開会 いたします。

本日の出席委員は、17名でございます。

部会規則第8条の規定に基づき、委員の過半数に達しておりますので、 本会は成立しております。

欠席委員の詳細につきましては、事務局から報告いたします。

○事務局 (津村事務局長)

事務局。

御報告申し上げます。

本日の部会に、7番湯浅委員、14番只石委員の2名の方から欠席する 旨の届出がありましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議 長(山田 孝)

それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議席番号3番柿木委員,議席番号4番佐藤委員の両委員を指名いたしま すので,よろしくお願いいたします。

また,議事についての発言の際は,議席番号を告げてから御発言願います。

○議 長(山田 孝)

それでは、議事に入ります。

日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を 上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局(澤口主査)

事務局。

日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を 御説明いたします。議案の1ページを御覧ください。

御審議いただく全体の件数は、所有権移転が、東鷹栖地区で1件、使用 貸借権設定が東旭川地区で1件、あわせて2件でございます。

番号1番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に売却する案件です。

番号2番につきましては、貸主の経営移譲に伴い、所有する農地を後継者である借主に貸し付ける案件です。

いずれも,議案補足資料1ページおよび2ページにあります農地法第3条調査書のとおり,農地法第3条第2項各号には該当しないため,許可要件のすべてを満たしております。

以上でございます。

○議長(山田 孝) それでは、番号1番および2番について、審議を願います。御意見、御質問ございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議 長(山田 孝) 発言がありませんので、議案第1号について「異議なし」と認め、許可 することに決定いたします。

○議 長(山田 孝) 続きまして、日程第2議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請 について」を上程いたします。

事務局からお願いします。

## ○事務局(荒 主 任) 事務局。

日程第2議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案の3ページを御覧ください。

本件の転用目的は甲種農地において、農家住宅を建設するものであります。次に資料ですが、資料3ページの位置図をお開きください。

申請地は JR 北永山駅から北西方向へ約2kmのところに位置します。

次に,資料5ページの参考図をご覧ください。この図面は,基盤整備前後の土地の状況が示されたものです。

図の赤い網掛部分は、①の表の現在の欄のとおり、現在、大部分が非農地として利用されています。現在の地番は 2034-30 の内、2034-36、2034-56、2034-57 であり、面積は1,078.85 ㎡です。

続いて、図の赤の点線部分は、②の表の現在の欄のとおり、現在、大部分 が農地として利用されています。

現在の地番は 679-2 の内,679-8 の内,679-19 の内であり,面積は①と同じく 1,078.85 ㎡です。

この部分は、基盤整備の事業主体である北海道により、一時利用地として仮地番 11721 が設定されており、この仮地番の面積も 1,078.85  $\text{m}^2$ となっています。

基盤整備によって、この①と②が入れ替わるような形で、①部分は全部が 農地に、②部分は全部が非農地になります。

今回の転用の申請地は、②の赤の点線の中に位置している、③の青の網掛部分です。現在の地番で言うと 679-8 の内であり、面積は 610.69 ㎡、仮地番で言うと 11721 の内であり、面積は同じく 610.69 ㎡となります。

本案件につきましては、申請地は基盤整備の工事着工前時点で現況が農地 であることから、農地転用の手続きが必要となります。

また,転用の申請に当たって,申請地の基盤整備前後の状況をわかるようにするために,申請地に係る換地前後の地番を記しておくようにと上川総合振興局の指示があったことから,議案の中でも今回のような形で地番を記し

ています。

次に資料7ページの配置図をご覧ください。申請地には,農家住宅として, 住宅のほか,駐車場,庭,雪堆積場が設置される計画となっております。

次に資料9ページから12ページの審査表での審査に基づいて内容をまとめたものを意見書に記載しておりますので,資料13ページの意見書をご覧ください。

表の中程にあります農地の区分については、概ね10ha以上の規模となる一団の農地の区域内にあり、高性能農業機械による営農に適している農地として区分されることから、甲種農地と判断されます。

甲種農地の転用は原則不許可とされていますが,農地法施行令第4条第1項第2号へ及び農地法施行規則第38条において,市町村農業振興地域整備計画に従って行われるものであってマスタープランに位置づけられるものは許可できることとされており,本件はこれに該当するものです。

申請地以外の代替性については、申請者の営農地に隣接している申請地で の農家住宅建設が経営効率の観点上、最適であることから、代替性がないと 判断されます。

続きまして、表下部にあります資力および信用については、ローン事前審査結果通知にて融資見込みを確認できることから問題なく、また、転用計画から事業に遅滞なく着手する見込みであるため、問題ないと判断されます。

次に14ページの表上部をご覧ください。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、雨水については敷地内自然浸透、雑排水については浄化槽を設置し処理水を用水路に排出することから、周辺への影響はないものと思われます。

そして、表下部のとおり、事業計画に従って事業の用に供すること、工事 完了の旨を報告することを条件に、許可相当と認められるという総合意見に 至っております。

なお、本件につきましては、転用面積が30 a 以下であり、転用目的が甲 種農地に農家住宅を建設するものであることから、農地法第4条第4項に基 づき、都道府県農業委員会ネットワーク機構、北海道農業会議への意見聴取 は行わないこととしたいと思います。以上でございます。

○議 長(山田 孝) それでは、議案第2号について、審議願います。 御意見、御質問ございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議 長(山田 孝) 発言がありませんので、議案第2号について「異議無し」と認め、北海 道農業会議に意見聴取は行わず、許可相当の意見を付して、北海道に進達 することに決定をいたします。 ○議 長(山田 孝)

続きまして、日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局(北田主査)

事務局。

日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を 御説明いたします。議案の該当ページは5ページから13ページまででござ います。

御審議いただく全体の件数は,所有権移転が1件,賃貸借権の設定が12 件の合計13件となっております。

地区別といたしましては、所有権移転の1件は西神楽地区でございます。 賃貸借権設定の12件につきましては、1件が西神楽地区、そのほかの11 件は東旭川地区となっております。

集積面積につきましては、所有権移転が3.8~クタール、賃貸借権設定が19.4~クタール、合計23.2~クタールとなっております。

内容についてでありますが,所有権移転の1件は,農地保有合理化事業による売買でございます。

賃貸借の内容別の内訳につきましては、期間満了による再設定が1件、解 約後の再設定が1件、経営移譲に伴う借主変更が5件、新規設定が5件と なっております。

これらの計画につきましては,旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしております。

以上でございます。

○議 長(山田 孝)

それでは、所有権移転番号1番、賃貸借権設定番号1番ないし12番について審議願います。

御意見, 御質問はございませんか。

○委 員

(意見なし。)

○議 長(山田 孝)

それでは、議案第3号について「異議なし」と認め、計画を決定いたします。

○議 長(山田 孝)

続きまして、日程第4議案第4号「農業経営基盤強化促進法第16条の 規定による通知について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局(澤 口 主 査)

事務局。

日程第4議案第4号「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による通知 について」を御説明いたします。議案の該当ページは15ページから17 ページでございます。

本件は買入協議実施の通知に係るものであります。

買入協議の対象となる土地については、所有者である申出者からあっせんの申出があり、議案右側にあります調整年月日の日付で譲受予定者への利用 関係の調整を行いましたが、売買予定時期の不一致のため、不成立となりました。

しかしながら、当該農地は集団的な農地であり、地区で選考した譲受予定者以外に買い受ける意向はなく、かつ、その者が一定期間賃貸借後の買受を希望しており、地区の農地集積を図るためには、農地中間管理機構である北海道農業公社が実施する農地保有合理化事業による買入が必要と利用関係調整会議で判断されたことから、北海道農業公社と申出者に対して、買入協議を実施する旨の通知を行うことの審議を求めるものでございます。

なお、今後の手続につきましては、北海道農業公社および申出者に対して 買入協議実施の通知を行うとともに、土地所有者は買入協議の通知から3週 間は対象地の譲渡制限が課せられ、その間に買入協議を行うことになりま す。

買入協議が成立した場合,今後の農地部会におきまして,土地所有者から 北海道農業公社への所有権移転に関する審議を行い,決定されれば,農用地 利用集積計画の公告を経て,所有権移転登記手続きを行うこととなります。 以上でございます。

○議 長(山田 孝) それでは、議案第4号について、審議願います。 御意見、御質問ございませんか。

○委 員(浅沼 博実) はい, 13番浅沼です。

売買時期について、あっせん申出者と譲受予定者の間で不一致があった ということで、双方の意見を聴取した時点で時期が合わないということで 不成立になったのでしょうか。

○事務局(武田主任) 事務局。

あっせんですけれども、当日、価格協議を調整委員にしていただいて、 それを提示した際に買入予定者がそこでその価格を聞いたときに、それは すぐ準備できるかどうかというのをそこで判断してもらうことにあっせん はなります。

その場で今は準備できない、少しお時間をいただければ準備できるということのお話もあったものですから、一定期間、保有合理化事業という制度を使って買い入れるということができて、その間にお金を貯めることができれば買うことができる、という話になりまして保有合理化事業を活用して売買できるのではないかという話になってということであります。

以上でございます。

○議 長(山田 孝) 他に御質問ございませんか。

○委員 (質問なし。)

○議 長(山田 孝) 無ければ、議案第4号について、決定をいたします。

〇議 長(山田 孝) 続きまして、日程第5議案第5号「現地目証明願について」を上程いた します。

事務局から説明願います。

○事務局(武田主任) 事務局。

日程第5議案第5号「現地目証明願について」を御説明いたします。議 案の19ページを御覧ください。

東鷹栖地区で2件,西神楽地区で1件,合計で3件の願出がありました。

願出地の所在地区を担当する調査委員による現地調査の結果,全て願出の とおり農採地以外であることを確認いたしました。

以上でございます。

○議 長(山田 孝) それでは、議案第5号について審議願います。

御意見,御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議 長(山田 孝) 無いということですので、議案第5号について「異議なし」と認め、証明することを決定いたします。

○議 長(山田 孝) 引き続き、報告案件について進めてまいります。

日程第6報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」ですが、これにつきましては、既に専決処理したものでありますので報告いたします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局(澤口主査) 事務局。

日程第6報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を 御説明いたします。議案の該当ページは21ページから28ページでござ います。

本件につきましては、合計11件の届出があり、地区ごとの内訳としましては、東鷹栖地区で3件、江神地区で1件、東旭川地区で7件となって

おります。

届出の内訳としましては、全件が相続による所有権の取得でございます。

これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第7条に基づき事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議 長(山田 孝) ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議 長(山田 孝) では、報告第1号を終わります。

○議 長(山田 孝) 次に、日程第7報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」ですが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので御報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局(北田主査) 事務局。

日程第7報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」を御説明いたします。議案の該当ページは29ページから33ページでございます。

本件については、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が6件あり、全件 が東旭川地区の案件でございました。

これらにつきまして,旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき 農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議 長(山田 孝) ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議 長(山田 孝) それでは、報告第2号を終わります。

○議 長(山田 孝) 次に、日程第8報告第3号「農地所有適格法人の報告について」でありますが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので御報告いたします。事務局より説明いたします。

○事務局(長根主任) 事務局。

日程第8報告第3号「農地所有適格法人の報告について」を御説明いた します。議案35ページを御覧ください。

本件について、報告書の提出があった法人は1法人です。

この法人につきまして,議案補足資料15ページの農地所有適格法人要件確認書のとおり,形態要件,事業要件,構成員要件,業務執行役員要件のすべてを満たしていることを確認いたしました。

以上でございます。

○議 長(山田 孝) ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議 長(山田 孝) それでは、報告第3号を終わります。

○議 長(山田 孝) 以上で、本日の提出案件審議は、全て終了いたしました。

これをもちまして,令和2年度旭川市農業委員会第6回定例農地部会を 閉会いたします。